

# 障害者控除対象者認定書の交付

## ○障害者控除とは

障害者手帳を取得されていない場合でも、満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方については、障害者に準ずる者として「障害者控除対象者認定書」により税の控除(障害者控除)を受けることができます。

## ○障害者控除の適用を受けられるのは

課税されている対象者本人、または対象者を扶養している方で課税されている方です。  
(非課税の方は受けられません)

## ○認定書の交付を受けることができる方(対象者)は

(次の全てに該当する方)

- ①川口市に住所をおく満65歳以上の方
- ②寝たきり、認知症及び身体の障害により日常生活に支障のある方  
(基準については裏面のとおり)
- ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

## ○認定基準日について

所得控除を受けようとする対象年の12月31日  
(対象年中に死亡した場合はその日になります)

## ○手続について

1. 「障害者控除対象者認定書交付申請書」を長寿支援課に提出してください。
2. 対象者には後日、「障害者控除対象者認定書」を交付します。  
(即日交付ではないため、早めに申請してください。)
3. 「障害者控除対象者認定書」を税申告時、申告書に添付します。

※申請できる人は、障害者控除対象者本人又はその親族に限ります。  
(個人情報保護のため、原則として第三者には認めません。)

〔申請書配布場所〕

・市役所長寿支援課

## ○所得から控除される額

	所得税	住民税
障害者控除対象者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除対象者控除額	40万円	30万円

※税に関してご不明な点がございましたら、市民税課までお問合せください。

## 《参考》

### ■障害者控除対象者認定の基準

介護保険の認定調査資料をもとに下表の①または②に該当するかを判定します。

#### ① 身体の障害の状態

認定		身体状況(めやす)
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる人	要介護1以上 (屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない。)
特別障害者	身体障害者(1級、2級)に準ずる人	要介護4以上 (次の状態よりも障害の重い方 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。)

#### ② 認知症の状態

認定		身体状況(めやす)
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる人	要介護1以上 (日常生活に支障を来たすような症状又は行動及び意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。)
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる人	要介護4以上 (次の状態よりも障害の重い方 日常生活に支障を来たすような症状又は行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。)

## ○申請・問い合わせ先

川口市 福祉部 長寿支援課  
〒332-8601 川口市青木2-1-1  
TEL 259-7652 (直通)